

## 令和2年度 事業計画

### 《基本方針》

厚生労働省では、人びとの暮らしや地域のあり方が多様化している中、地域に生きる一人ひとりが尊重され、多様な経路で社会とつながり参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる「地域共生社会」の実現を目指しています。

地域共生社会とは、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るというものです。その一方で、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化しており、例えば、社会的孤立などの社会課題化、ダブルケアやいわゆる8050問題など複合的な課題や人生を通じて複雑化した課題の顕在化、就職氷河期世代の就職困難など雇用を通じた生活保障の機能低下などの変化が見られています。

こうした時代背景を受け最終年を迎える「第3期羽曳野市地域福祉活動計画」の基本理念である「一人ひとりの想いをつなぎ結びあう地域づくり」を実現するために、3つの基本目標と1つの基本姿勢（地域福祉を総合的に推進するために、社協の組織体制と機能の強化）を確実に実践できるように、第3期羽曳野市地域福祉計画と連動して取り組みを進めていきます。

### 基本目標

- 1 みんながつながり共に支え合う地域づくりをすすめます
- 2 みんなが普段のくらしのしあわせを実感できるまちづくりをすすめます
- 3 みんなが福祉のこころを大切に作る人づくりをすすめます

### 基本姿勢 社協組織の発展強化を図ります

今年度は、令和3年度からの5か年計画「第4期羽曳野市地域福祉活動計画」策定に向けて策定委員会を発足し住民懇談会などを開催し地域住民の貴重な意見を取り入れ、

背景をふまえた活動計画の策定を行います。又、羽曳野市が策定する「第4期羽曳野市地域福祉計画」と一体的な計画書の策定を行います。

社会福祉を取り巻く制度改正や新たな法の施行などによる本会を取り巻く環境の変化を注視し、地域住民のニーズを的確に把握し校区福祉委員会や福祉施設連絡会等及び地域と共に「住民と行政・社協・専門職の協働」による地域福祉を推進していきます。

また、本会の自主事業であります、保育園（あおぞら保育園・ベビーハウス社協）運営は、保護者から信頼される保育園として、園児の健やかな成長を支え保護者に寄り添い安定した運営を行います。

《重点施策》

- ・ 組織強化と経営の透明化
- ・ 第3期羽曳野市地域福祉活動計画の推進及び第4期計画の策定
- ・ 第3期羽曳野市地域福祉計画との連携
- ・ ボランティア活動の促進
- ・ 在宅介護支援事業と福祉活動の連携
- ・ 保育園事業の健全化と地域の交流
- ・ 人権に関する取り組みの推進

以上を重点施策に掲げ、次の事業を推進します。

## 《本部事業概要》

### 1. 組織強化及び情報提供

ガバナンスの強化、事業運営の透明化の向上のため安定した運営を行い、組織の強化、関係機関、団体との連携を進めていきます。

地域福祉推進の財源確保のため、各町会にご協力いただいている、地域福祉活動協力は趣旨、目的をさらにご理解いただくため、分かりやすいパンフレットにし事業内容を社協広報誌等に掲載し積極的にPRします。

- ・ 福祉基金の積み上げと地域福祉活動協力金への理解と拡大
- ・ 組織構成会員の拡大による社協組織体制の充実
- ・ 関係機関、団体との連携
- ・ 社協だより、はびきのボランティアだより、保育園だより、パンフレット、ホームページ・SNS等による情報提供
- ・ 健全な経営と事業の透明化

### 2. 地域福祉活動

第3期地域福祉活動計画に基づき「誰もが安心して暮らせる地域づくり」をめざして地域福祉活動を推進します。校区福祉委員会と身近な地域ボランティアで取り組みをすすめている「小地域ネットワーク活動」を基盤に行政機関や社協、さらには地域の福祉・医療関係事業所が加わり協働して支援を行う仕組みの「ふれあいネット雅び」、緊急・災害時に要援護者の被害を少しでも少なくしようとする「災害時要援護者支援ネットワーク構築事業」、地域における見守り・発見・サービスへのつなぎ役である「コミュニティソーシャルワーカー（CSW）事業」、高齢者がサポーター活動を通して社会参加・地域貢献をする、介護支援ボランティアポイント制度「きらきらシニアプロジェクト介護支援サポーター事業」など、計画実現のための事業を一層推進します。

「第4期羽曳野市地域福祉活動計画」策定に向けて策定委員会を発足し住民懇談会などを開催し地域住民の貴重な意見を取り入れた活動計画の策定を行います。

- ・ 校区福祉委員会事業の支援強化、校区福祉活動計画の策定への支援
- ・ ふれあいネット雅びの拡充
- ・ 災害時要援護者支援ネットワーク構築事業の推進
- ・ コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を中心とした相談援助業務の推進と中間エリア専門職ネットワーク構築
- ・ 当事者団体との連携と支援
- ・ 福祉施設連絡会事務局として研修等の活動支援
- ・ 「きらきらシニアプロジェクト介護支援サポーター事業」の推進

### 3. ボランティアセンターの運営とボランティア活動の促進

ボランティア活動に関する相談や登録、関係機関への照会・連絡・調整などを行うとともに、ボランティア養成講座の開催やボランティア連絡会の活動を支援します。

- ・ ニーズに合わせたコーディネートの充実
- ・ ボランティア相談及び情報の提供
- ・ ボランティアの募集強化
- ・ ボランティア育成のための養成講座、体験事業の実施
- ・ ボランティア連絡会の活動支援
- ・ 福祉教育の推進
- ・ 災害ボランティアセンター設置にむけた災害ボランティアの育成と体制整備

#### 4. 援助事業

日常生活上の心配ごとや悩みごとの相談を受け、助言や専門的な窓口の紹介等を行い、問題解決への支援を行います。

低所得者・障がい者・高齢者世帯等を対象に低利で必要な資金の貸付を行うことにより、世帯の自立を支援します。

認知症、知的障がい・精神障がい等により判断能力が十分でない方に対し、福祉サービスを利用する手続きや日常の金銭管理の援助などの支援を行います。

生活困窮のさまざまな原因に対し、専門の支援員が相談に応じ支援計画を策定し、その方にあった自立に向けて支援を行います。

- ・ 生活福祉資金貸付事業の実施
- ・ 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）の実施
- ・ 生活困窮者自立支援制度 自立相談支援事業の実施

#### 5. 在宅介護支援事業と在宅福祉活動

利用者が可能な限り在宅での快適な生活が送れるよう適切なサービス提供に努めるとともに、利用者の状態に応じて質の高いサービスが提供できるよう、人材確保・人材育成を図り、地域や関係機関と連携して事業運営を図っていきます。また、そのために介護保険法・障害者総合支援法による福祉サービスの収支の適正なバランス調整をすすめ安定した事業所運営に努めます。

また、羽曳野市介護認定審査会委員への協力や介護認定調査の受託を行います。

さらに、羽曳野市介護保険事業者連絡協議会事務局として、サービス事業所と連携し、事業所間の交流会や研修会の開催等、企画・運営をサポートします。

市民の皆様やボランティアの協力のもと、車いすの無償貸出や福祉有償運送サービスも引き続き実施してまいります。

- ・ 介護保険事業（訪問介護、居宅介護支援、介護予防・日常生活支援総合事業）の効果的推進と利用者サービスの充実
- ・ 障がい者居宅介護事業・重度訪問介護事業や特定相談支援事業の効果的推進と利用者サービスの充実
- ・ 車いすの無償貸出事業の実施
- ・ 車いすご利用の方の福祉有償運送サービス（移送サービス）の実施
- ・ 介護保険事業者連絡協議会事務局としての地域活動支援
- ・ いきいき支援サービスの実施

## 6. 日本赤十字事業

日本赤十字社との連携のもとに、各種講習会を実施します。活動に必要な資金・寄付金・義援金について、趣旨、目的をさらにご理解いただくためのPRを行うとともに、適正な管理を図ります。

献血推進には、若年層から協力いただけるようにPRを図ります。

- ・ 赤十字活動資金募集の実施
- ・ 赤十字奉仕団との連携と支援
- ・ 各種講習会の開催
- ・ 献血事業の促進

## 7. 共同募金運動事業

大阪府共同募金会との連携のもとに、趣旨、目的をさらにご理解いただくためのPRを行うとともに、適正な管理を図ります。

歳末たすけあい運動募金は、配分委員会の決定を得て適正に配分します。

- ・ 赤い羽根共同募金運動の実施
- ・ 歳末たすけあい運動募金の実施及び配分
- ・ 養護施設、障がい児通所施設及び高齢者団体へのサンタクロース訪問
- ・ 子育てサロン及び障がい者施設などへの支援助成

## 8. 人権に関する取組

人権意識の向上を図るため、様々な差別、人権の諸課題について啓発活動を行うとともに職員研修を行います。

- ・ 人権研修等職員の資質向上のための継続的な研修の実施
- ・ 人権週間への参加

## 9. 苦情解決に関する取組

本会が行う事業について利用者から事故、苦情に対し第三者委員会に図り適切に苦情等の解決に努めます。

- ・ 苦情相談に関する第三者委員との連絡調整

## 《保育園事業概要》

社協が運営する保育園として、園児の健やかな成長を支え保護者に寄り添い、地域交流や子育て相談及び次世代子育て支援など地域に根ざした運営に努めます。

### あおぞら保育園

#### 1. 保育目標

1. 元気に仲良く遊べる子どもを育てます。
2. 自分で考え自主的に行動できる子どもを育てます。
3. 豊かな感性を持つ子どもを育てます。
4. あいさつや、返事ができる子どもを育てます。
5. いたわりや、思いやりの心を持つ子どもを育てます。

子どもたちが毎日元気に楽しく園生活を送ることが出来るよう、園と家庭が常に連携をとり保育を進めています。また地域子育て支援や地域交流の機会を多く持ち、「悩んだときは保育園に気軽にどうぞ」と幅広くさまざまな形で支援活動を積極的に行います。

#### 2. 開園時間

通常保育	月曜日～土曜日	午前7時～午後7時	(但し祝日は休み)
緊急一時保育	月曜日～土曜日	午前7時～午後7時	(但し祝日は休み)

#### 3. その他事業

- ・ スマイルサポーターによる相談業務
- ・ 子育て支援自主事業げんきっこクラブ、園庭開放の実施
- ・ 地域の子育てサロンへの保育士派遣と園児交流
- ・ 夕涼み会、クリスマスなど住民参加の季節行事、世代間交流などの地域交流
- ・ もちつき大会園児保護者参加
- ・ 幼保交流、南大阪ブロック保育園交流、地域小学校交流、老人施設訪問
- ・ 次世代子育て支援（中学生職業体験受入・実習生受入・地域限定保育士試験実技実習受け入れ・高校生のための保育の職業体験事業・ボランティア受入）
- ・ 古市校区福祉委員会との連携
- ・ 英会話教室、体育教室の実施
- ・ 葛城山雪山あそび体験
- ・ 地域交流による、野菜収穫体験の実施

### ベビーハウス社協

#### 1. 保育目標

1. 丈夫な心と体の子を育てます。
2. 元気よく友達と遊ぶ子を育てます。
3. 自分のことは自分でする子を育てます。
4. 仲間の中で自分の意見や思いを伝えることができ、みんなで力を合せることができる子を育てます。
5. 自然に目を向けられる子を育てます。

6. 感動し、驚き、疑問を持ち、考え、表現できる子を育てます。

在園の親子はもちろん、一時保育や地域行事などで当園を利用されている親子にも、今まで以上に人と人との関わりを大切にしながら、親子同時支援に力を入れていきます。日々の生活や年間行事を通し、心と体の成長を促します。元気で明るいみんなの声が広がる保育園となるように、地域の方々の見守りに助けられながら、地域の子育て支援も積極的に行っていきます。

## 2. 開園時間

通常保育	月曜日～土曜日	午前7時～午後7時	(但し祝日は休み)
緊急一時保育	月曜日～土曜日	午前7時～午後7時	(但し祝日は休み)
一時保育「きしゃぼっぽぐみ」	月曜日～土曜日	午前7時～午後8時	(但し祝日は休み)

## 3. その他事業

- ・ スマイルサポーターによる相談業務
- ・ ベビっこひろば、体験保育、園庭開放の実施
- ・ 地域の子育てサロンへの保育士派遣と園児交流
- ・ ベビーハウスまつりの開催
- ・ 会食会への参加・世代間交流などの地域交流
- ・ 英会話教室、体育教室の実施
- ・ 折り紙ボランティアグループとの交流
- ・ 南大阪ブロック保育園交流、地域小学校交流
- ・ 高鷲南校区福祉委員会との連携
- ・ 地域交流事業の実施
- ・ 次世代子育て支援（中学生職業体験・高校生夏休み課題受入・実習生受入・短大出前保育受入、地域限定保育士試験実技実習受け入れ、ボランティア受け入れ）

